



国の「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」と 「父母負担軽減事業補助金」

■国の支援金や給付金

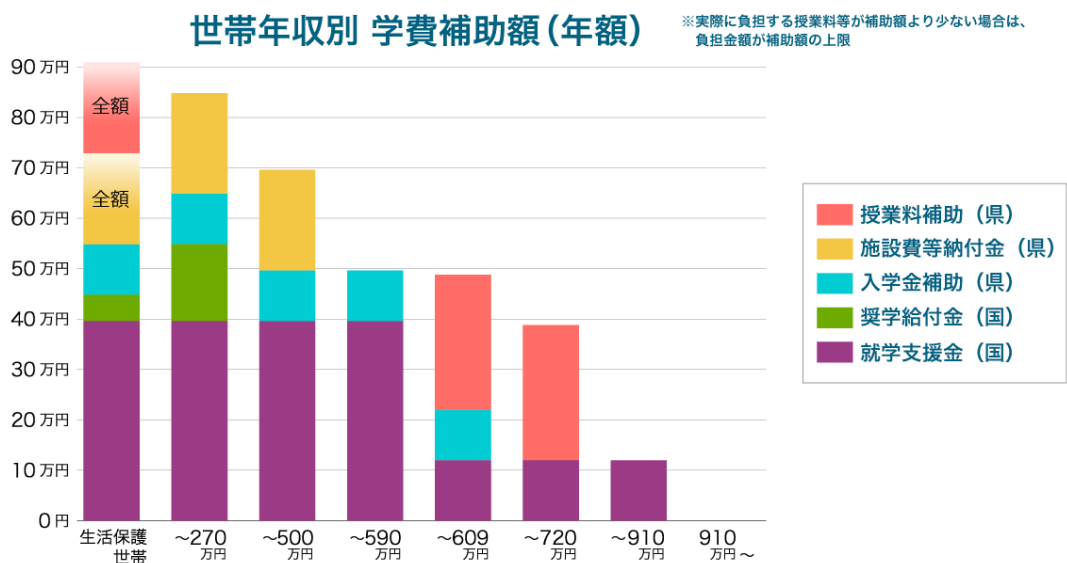
国の「高等学校等就学支援金制度」は、国公私立高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校1年次～3年次の学費を軽減する制度です。就学支援金が拡充された2020年からは、年収910万円未満の家庭に対して、保護者の年収によって118,800円から396,000円が支給されます（国公私立高等学校、公立中等教育学校後期課程の場合は、授業料相当分の118,800円を支給）。また、「高校生等奨学給付金」は、年収270万円以下の家庭には最大（第2子以降）で152,000円、生活保護世帯には52,600円が給付されます。

■県の父母負担軽減事業補助金（対象：県内の私立校に通学する県内在住生）

国のこうした支援金や給付金のほか、埼玉県では、「父母負担軽減事業補助金」として、①年収609万円未満の家庭に100,000円の入学金補助（初年度のみ）、②年収720万円未満の家庭に保護者の年収に応じて授業料補助、③年収500万円未満の家庭に200,000円の施設費等納付金が給付されます。

下のグラフは、年収別の国と埼玉県の給付金の合計を示したものです。

[埼玉県の授業料の平均 年額約39万円]



※世帯年収（目安）：両親の一方が働いていて、両親・高校生・中学生の4人家族をモデルとした場合のグラフです。

（家族構成により基準額が変わりますので、必ず自治体のHPをご覧ください）

■申請書類・申請時期について

就学支援金は、入学時に学校から案内があるので、入学後の4月に受給資格認定の申請をし、以降は保護者の変更、住所の変更等がない限りは原則手続不要です。申請には、「申請書」と「保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類」が必要です。

支援金の支給額を判断するための家庭の所得状況の確認を1～3年次の7月頃に行います。高校生等奨学給付金もこのときに申請します。

父母負担軽減事業補助金の申請は各私立校の裁量に任されていますが、補助年度の家庭の所得状況がわかる課税証明書が発行される6月～7月頃に申請することが多いようです。以降は、新しい課税証明書が発行されるごとに毎年申請が必要です。

申請は原則としてどちらも在学している学校を通じて行われます。学校から申請書などの案内が配布されますので、期限までに必要な書類を学校に提出してください。

【その他】

★家計が急変したときの補助金制度があります。詳しくは自治体にお問い合わせください。

※この情報は2023年6月時点のものです。

※参考：埼玉県 HP「私立学校の父母負担軽減について（令和5年度）」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/fubofutan2.html>